む。イ及び次号」を「の規定により適用する場合を含む。イ」に、

所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第四十六条第七号	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四十六条第八号	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	又は同法	又は特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

を

第四十六条第六号ロ	
第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項に	
同項に	

に、

第百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる居住者が法第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に	
法第百十一条第二項に	

第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令第九十四条の二第一項第八号	同条第一項第四号	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法第四十一条の三の九第一項	同条第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の七第一項

を

第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

第十八条の十三の七第六項第六号	及び	
第十八条の二十三の四第二期	第百四条第一項に規定する	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
	第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第二期	